

邑 南 町
第 7 期 分 別 収 集 計 画

平成 2 5 年 6 月

島根県 邑 南 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	10

添付資料

邑南町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、容器包装廃棄物や新聞・雑誌等の古紙類を分別収集し、邑智郡総合事務組合の笹畑クリーンセンターにて資源化を行ったり、プラスチックや粗大ごみの一部については、委託処理にて固形燃料化する等埋立物の減量や焼却量の削減を図ってきた。資源化率は組合全体で42%(平成23年度実績)と島根県平均、全国平均と比べても高い水準である。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源物の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、廃棄物の減量や焼却量の削減を図ることを目的とし、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進による循環型社会の構築
- ②廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③住民・事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする平成31年3月までの5年計画とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画期間（平成26年度～平成30年度）における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器・飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	414	405	401	396	390

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み

(単位：t)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてスチール製の容器	11	10	10	10	10
主としてアルミ製の容器	12	12	12	12	12
無色のガラス製容器	28	27	27	27	26
茶色のガラス製容器	28	28	28	28	28
その他のガラス製容器	8	8	8	7	7
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	110	108	107	106	105
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	56	55	54	53	52
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	16	16	16	16	16
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	141	137	135	133	130

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、住民協力等が一層得られるよう、これらの方策を継続していくものとする。

なお、排出者負担の原則並びに排出抑制のため、処理手数料は引き続き有料とし、容器包装廃棄物の手数料は、低料金として再資源化を推進するものとする。

表2 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策

	具体的内容		
資源物の分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)を資源物として分別収集する。 		
手数料化	ごみ種類	収集	直接搬入
	可燃ごみ	大:630円/10枚 小:315円/10枚	家庭系: 40円/10kg 事業系: 80円/10kg
	資源物(カン)	157円/10枚	
	資源物(ビン)	157円/10枚	
	資源物(ペットボトル)	157円/10枚	
	資源物(容器包装プラスチック)	157円/10枚	
	資源物(容器包装紙)	157円/10枚	
	資源物(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	無料	
	不燃ごみ	315円/10枚	
	粗大ごみ	10kgにつき手数料シール1枚 (157円/1シート(5枚綴))	
有害ごみ(乾電池(ボタン電池を除く)・水銀体温計・蛍光管)	無料		
住民等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別収集を進めるため、本町において住民への説明会等を行う。また、分別の不徹底に関しても協力を要請する。 啓発用のパンフレット、情報誌等を作成する。 		
販売店等への協力推進	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装廃棄物等について、販売店等の事業者に対して店頭回収や簡易包装等の要請を行い、排出抑制に努める。 		
協議体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者、行政による協議体制を構築し、要望・啓発等をスムーズに行う。 		
率先行動	<ul style="list-style-type: none"> 本町において、率先して再生品を調達する。 		

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本計画における対象品目を分別収集するために、資源物を位置づける。資源物は、施設での選別処理・貯留処理を効率的に行うために、カン・ビン・紙パック・段ボール・容器包装紙・ペットボトル・容器包装プラスチックを別々に排出し、収集したうえで施設によって分別(選別)・貯留するものとする。

表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物 (カン)						
主として ガラス製の 容器包装	<table border="0"> <tr> <td>├──</td> <td>無色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td>├──</td> <td>茶色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td>└──</td> <td>その他のガラス製の容器</td> </tr> </table>	├──	無色のガラス製の容器	├──	茶色のガラス製の容器	└──	その他のガラス製の容器
├──	無色のガラス製の容器						
├──	茶色のガラス製の容器						
└──	その他のガラス製の容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	資源物 (紙パック)						
主として段ボール製の容器	資源物 (段ボール)						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物 (容器包装紙)						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	資源物 (ペットボトル)						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源物 (容器包装プラスチック)						

《参考》 分別種類と排出される容器包装廃棄物

分別種類		排出される容器包装廃棄物
可燃ごみ	生ごみ(野菜くず・果物の皮・魚のあら・残飯 等)、木くず(小枝・庭草・落ち葉・生花 等)、紙くず(ちり紙・封筒 等)、紙おむつ(汚物は除いて)、貝がら、食品の付いたアルミ製品、ポリバケツ、歯ブラシ、ビニールホース	—
資源物 (カン)	飲料用の缶、のり・菓子缶、缶詰、ミルク缶 等	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製容器 ・アルミ製容器
資源物 (ビン)	酒、酢、食油、醤油ビン、ビールビン、牛乳ビン、ジュースビン、ドリンクビン、洋酒ビン、食品用のビン 等 (化粧品ビン・農薬ビンを除く) ※中をさっと洗う。ふたをとる	<ul style="list-style-type: none"> ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器
資源物 (ペットボトル)	飲料用ペットボトル、醤油用ペットボトル、調味料用ペットボトル (ふた及びラベルは除く)	・ペットボトル
資源物 (容器包装 プラスチック)	食品トレイ、たまごケース、豆腐の容器、ケチャップやマヨネーズの容器、洗剤の容器、お菓子の袋、ビニール袋やラップ類、カップ麺のプラ容器、プリン容器、発泡スチロール、買物袋 等	・その他のプラスチック製 容器包装
資源物 (容器包装紙)	紙の菓子箱、たばこの箱、インスタント食品の紙袋、アイスのカップ・フタ、紙袋、ラップの箱、ティッシュの箱 等	・その他の紙製容器包装
資源物 (新聞)	新聞のみ ※チラシは雑誌として分別 袋等に入れず、ひもで十字にくくる	—
資源物 (雑誌)	チラシ、カタログ、雑誌 等 ※袋等に入れず、ひもで十字にくくる	—
資源物 (段ボール)	段ボール ※袋等に入れず、ひもで十字にくくる	・段ボール
資源物 (紙パック)	牛乳パック 等 ※内側にアルミが張ってあるものを除く 開いて乾かし袋等に入れず、ひもで十字にくくる	・飲料用紙製容器
不燃ごみ	せともの、カマ、時計、調理用器具、フロップディスク、傘、フライパン、カセットコンロ、メガネ、ドライヤー、小型電気器具ラジオ、懐中電灯、アイロン、天ぷらガード等のアルミ製品、割れガラス(丈夫な袋に入れる)、カミソリ・針(フィルムケース等に入れる)、包丁(新聞紙等で包む)、スプレー缶(中身が残っていないこと) 等	—
粗大ごみ	タンス、下駄箱、ふとん、ストーブ(石油は抜く)、扇風機、オルガン、こたつ、自転車、家具 等	—
有害ごみ	乾電池(ボタン電池を除く)、水銀体温計、蛍光管	—

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	11 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主としてアルミ製の容器	12 t									
無色のガラス製容器	(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 26 t	
	(引渡) 28 t	(独自処理)	(引渡) 27 t	(独自処理)	(引渡) 27 t	(独自処理)	(引渡) 27 t	(独自処理)	(引渡) 26 t	(独自処理)
茶色のガラス製容器	(合計) 28 t									
	(引渡) 28 t	(独自処理)								
その他のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡) 8 t	(独自処理)	(引渡) 8 t	(独自処理)	(引渡) 8 t	(独自処理)	(引渡) 7 t	(独自処理)	(引渡) 7 t	(独自処理)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	102 t		100 t		99 t		98 t		97 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 23 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t	
	(引渡) 23 t	(独自処理)	(引渡) 22 t	(独自処理)	(引渡) 21 t	(独自処理)	(引渡) 21 t	(独自処理)	(引渡) 20 t	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 14 t									
	(引渡) 14 t	(独自処理)								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 65 t		(合計) 62 t		(合計) 61 t		(合計) 60 t		(合計) 58 t	
	(引渡) 65 t	(独自処理)	(引渡) 62 t	(独自処理)	(引渡) 61 t	(独自処理)	(引渡) 60 t	(独自処理)	(引渡) 58 t	(独自処理)
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び

容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=各容器包装廃棄物が含まれるごみ量×分別排出率

※ごみ量の推計は過去の実績に基づく推計値

分別排出率は、平成24年度の資源化実績を参考に表5のとおりとする。

表5 分別排出率

	分別排出率	備考
資源・不燃+粗大+直搬不燃（直接埋立除く）	-	H24年度資源化実績より設定
カン	3.0%	
主としてスチール製の容器	(47.7%)	
主としてアルミ製の容器	(52.3%)	
ビン	8.5%	
無色のガラス製容器	(43.2%)	
茶色のガラス製容器	(44.8%)	
その他のガラス製容器	(12.0%)	
古紙	61.9%	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(0.6%)	
主として段ボール製の容器	(21.7%)	
容器包装紙	-	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	87.8%	
ペットボトル	-	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	90.3%	
容器包装プラスチック	-	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	84.2%	

注) () は内数

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表6のとおりとする。

スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器・飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装は、各々、資源物として収集したものを邑智郡総合事務組合において分別(選別)し、貯留する。

なお、住民に対しての収集・運搬は、邑智郡総合事務組合が委託した民間業者が行っている。

表6 分別収集の実施主体(排出ごみ)

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源物 (カン)	住民：組合による 定期収集 事業者：直接搬入	組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源物 (ビン)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源物 (紙パック)		
	段ボール	資源物 (段ボール)		
	その他紙製容器包装	資源物 (容器包装紙)		
プラスチック	ペットボトル	資源物 (ペットボトル)		
	その他のプラスチック製容器包装	資源物 (容器包装プラスチック)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表7のとおりとする。
各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、これまでどおり委託によるものとする。

一方、中間処理については、リサイクルプラザにおいては、スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器を選別し、資源化している。リサイクルセンターにおいては、その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装を選別し、分別排出された飲料用紙製容器・段ボールとともに貯留する。

なお、分別収集された容器包装廃棄物のストックヤードは笹畑クリーンセンター(リサイクルプラザ・リサイクルセンター)の貯留設備を利用する。

表7 分別収集の用に供する施設整備概要

容器包装廃棄物	分別区分	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理施設
スチール製容器 アルミ製容器	資源物 (カン)	指定袋	収集 ステーション	平ボディー車 パッカー車	笹畑クリーンセンター リサイクルプラザ (選別→貯留)
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源物 (ビン)	指定袋			
飲料用紙製容器	資源物 (紙パック)	ひもで十字 にしぼる			
段ボール	資源物 (段ボール)	ひもで十字 にしぼる			笹畑クリーンセンター リサイクルセンター (貯留)
その他紙製容器包装	資源物 (容器包装紙)	指定袋			
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	指定袋			
その他プラスチック製 容器包装	資源物 (容器包装 プラスチック)	指定袋			

《参考》 笹畑クリーンセンター概要

名称	リサイクルプラザ	リサイクルセンター
供用開始	平成11年4月	平成16年4月
施設規模	5t/5h (ビン・カン・不燃ごみ・粗大ごみ)	1.7t/5h (ペットボトル・容器包装プラスチック)
主要設備	受入供給設備 選別設備(磁力選別機・アルミ選別機・ ガラス自動色選別機) 圧縮設備(金属圧縮機) 貯留設備(ストックヤード) 等	受入供給設備 選別設備(手選別コンベヤ) 圧縮梱包設備(ペットボトル用・容器包 装プラスチック用) 貯留設備(ストックヤード) 等

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

本町では、一般廃棄物処理を循環型とするために、排出から処理処分までの基本方針を設定した一般廃棄物処理基本計画を平成24年11月に策定した。これに従って、住民啓発や収集運搬体制の整備等の具体的な施策を検討・実施している。

分別収集の実施に関しても、表8に示すとおり住民啓発、分別収集の実施を行っていくものとしている。

表8 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

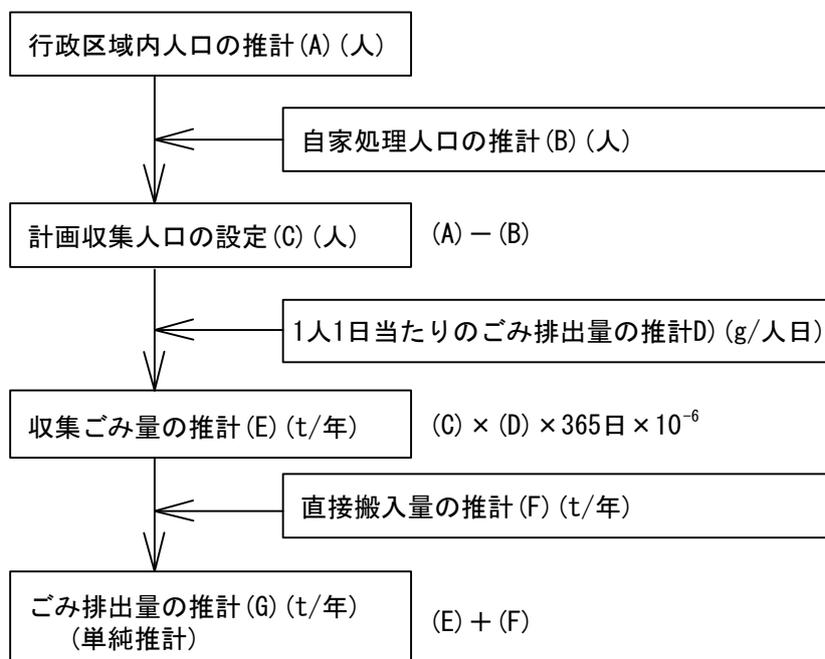
施策	具体的内容
住民啓発	<ul style="list-style-type: none"> • ごみの分別収集を進めるため、本町において住民への説明会等を行う。また、分別の不徹底に関しても協力を要請する。 • 啓発用のパンフレット等を作成する。 • 小中学生、各種団体等の環境学習への職員の派遣や施設見学を行う。 • 笹畑クリーンセンターにおいて、分別収集の重要性を示す展示等を行う。
分別収集	<ul style="list-style-type: none"> • ビン、カン、古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)を資源物として分別収集(平成11年4月開始)。 • ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙を資源物として分別収集(平成16年4月開始)。
販売店等への協力推進	<ul style="list-style-type: none"> • 容器包装廃棄物等について、販売店等の事業者に対して店頭回収や簡易包装等の要請を行い、排出抑制に努める。 • 協力店を広報等で紹介する。
協議体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 住民団体、事業者、行政が一緒にごみ問題について考えていくための体制づくりについて検討していく。 • ごみの出し方等の指導を行うとともに地域の声を行政に届ける推進員を育成する。

添 付 資 料

1. 人口及びごみ排出量等の推計 添付-1
2. 容器包装廃棄物の排出量の見込み 添付-3
3. 容器包装廃棄物の特定分別基準適合物量等の見込み 添付-5

1. 人口及びごみ排出量等の推計

本町における人口及びごみ排出量の将来推計は、添付図 1 に示す手順に従って算出した邑南町一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年度策定）の単純推計を採用した。



注) 各推計は、基本的に過去の実績に基づいたトレンド法による。

図1 ごみ排出量の将来推計

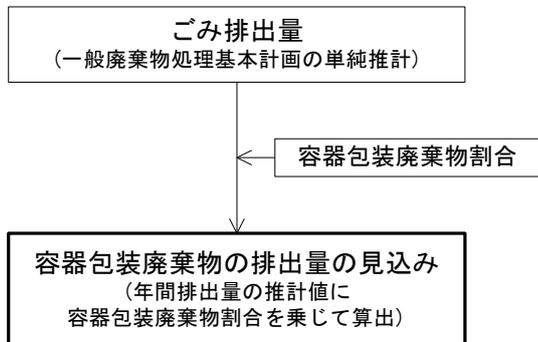
添付表1 ごみ排出量の推計結果 【邑南町】

		年度	25	26	27	28	29	30
人口	行政区域内人口 [人]		11,451	11,269	11,090	10,913	10,739	10,569
	計画処理区域内人口 [人]		11,451	11,269	11,090	10,913	10,739	10,569
	収 集							
	計画収集人口 [人]		11,451	11,269	11,090	10,913	10,739	10,569
	自家処理人口 [人]							
収集 ごみ	可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年度]	1,053	1,046	1,037	1,027	1,016	1,005
		一日ごみ量 [t/日]	2.88	2.87	2.84	2.81	2.78	2.75
		原 単 位 [g/人日]	251.9	254.2	256.1	257.8	259.2	260.5
	不燃 (ビン・カン・古紙(H19まで)含む)	年間ごみ量 [t/年度]	152	150	147	145	143	140
		一日ごみ量 [t/日]	0.42	0.41	0.40	0.40	0.39	0.38
		原 単 位 [g/人日]	36.4	36.4	36.4	36.4	36.4	36.4
	古紙	年間ごみ量 [t/年度]	366	360	354	349	343	338
		一日ごみ量 [t/日]	1.00	0.99	0.97	0.96	0.94	0.93
		原 単 位 [g/人日]	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年度]	31	30	30	29	29	28
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
		原 単 位 [g/人日]	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	容器包装プラスチック	年間ごみ量 [t/年度]	79	77	74	72	71	69
		一日ごみ量 [t/日]	0.22	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19
		原 単 位 [g/人日]	18.9	18.6	18.4	18.2	18.0	17.9
	ペットボトル	年間ごみ量 [t/年度]	17	16	16	16	16	16
		一日ごみ量 [t/日]	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		原 単 位 [g/人日]	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1
	容器包装紙	年間ごみ量 [t/年度]	26	26	25	24	24	23
		一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		原 単 位 [g/人日]	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0
拠点回収	年間ごみ量 [t/年度]	26	26	26	26	26	26	
	一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
合 計 (収集ごみ)	年間ごみ量 [t/年度]	1,750	1,731	1,709	1,688	1,668	1,645	
	一日ごみ量 [t/日]	4.79	4.74	4.67	4.63	4.56	4.50	
	原 単 位 [g/人日]	418.7	420.8	422.2	423.8	425.5	426.4	
直接搬入 ごみ	可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年度]	500	507	515	522	529	537
		一日ごみ量 [t/日]	1.37	1.39	1.41	1.43	1.45	1.47
	不燃ごみ (ビン・カン・古紙含む)	年間ごみ量 [t/年度]	190	190	190	190	190	190
	一日ごみ量 [t/日]	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	
合 計 (直搬ごみ)	年間ごみ量 [t/年度]	690	697	705	712	719	727	
	一日ごみ量 [t/日]	1.89	1.91	1.93	1.95	1.97	1.99	
排 出 量	年間ごみ量 [t/年度]	2,440	2,428	2,414	2,400	2,387	2,372	
	一日ごみ量 [t/日]	6.68	6.65	6.61	6.58	6.54	6.50	

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

2. 容器包装廃棄物の排出量の見込み

最新年である平成24年度の施設の処理実績及び平成18年10月に行ったごみ組成調査結果を参考に各容器包装廃棄物の割合を添付表2に示すとおりに設定した。



添付図2 容器包装廃棄物の排出量の将来推計

添付表2 容器包装廃棄物の割合

ごみ	容器包装廃棄物	割合	備考
収集可燃	飲料用紙容器	0.1%	平成18年度 ごみ組成調査結果より設定
	段ボール	0.8%	
	紙製の容器包装	2.9%	
	プラスチック製の容器包装	6.1%	
資源 (直接埋立除く) 不燃+粗大+直搬不燃	カン	3.0%	H24年度資源化実績より 設定
	スチール製の容器	【47.7%】	
	アルミ製の容器	【52.3%】	
	ビン	8.5%	
	無色のガラス製容器	【43.2%】	
	茶色のガラス製容器	【44.8%】	
	その他のガラス製容器	【12.0%】	
	紙	61.9%	
	飲料用紙容器	【0.6%】	
	段ボール製の容器	【21.7%】	
容器包装紙 (紙製の容器包装)		100%	推計値を採用
ペットボトル		100%	
容器包装プラ (紙製の容器包装)		100%	

注) 1. 【 】の数値は内数を示す。

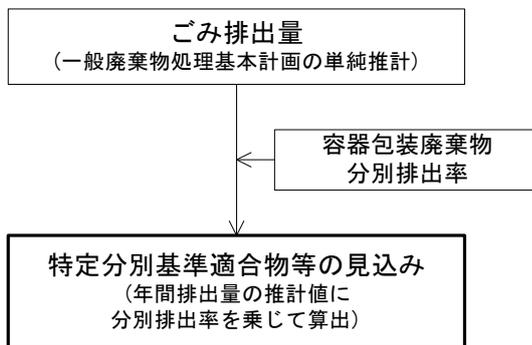
2. 排出量を算出した時に端数処理のため若干の誤差が生じる。

添付表3 容器包装廃棄物の排出量推計結果【邑南町】

		年度	26	27	28	29	30
収集可燃 【100.0%】	焼却1	年間ごみ量 [t/年度]	1,046	1,037	1,027	1,016	1,005
		一日ごみ量 [t/日]	2.87	2.84	2.81	2.78	2.75
飲料用紙製容器 【0.1%】		年間ごみ量 [t/年度]	1	1	1	1	1
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
段ボール 【0.8%】		年間ごみ量 [t/年度]	8	8	8	8	8
		一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
容器包装紙 【2.9%】		年間ごみ量 [t/年度]	30	30	30	29	29
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
容器包装プラ 【6.1%】		年間ごみ量 [t/年度]	64	63	63	62	61
		一日ごみ量 [t/日]	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17
直接搬入可燃 【100.0%】		年間ごみ量 [t/年度]	507	515	522	529	537
		一日ごみ量 [t/日]	4.74	4.67	4.63	4.56	4.50
資源・不燃+粗大+直搬不燃 (直接埋立除く)	-	年間ごみ量 [t/年度]	756	747	739	731	722
		一日ごみ量 [t/日]	2.07	2.04	2.03	2.00	1.98
ビン 【8.5%】	資源3	年間ごみ量 [t/年度]	64	63	63	62	61
		一日ごみ量 [t/日]	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17
無色のガラス製の容器 【43.2%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	28	27	27	27	26
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
茶色のガラス製の容器 【44.8%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	28	28	28	28	28
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
その他のガラス製の容器 【12.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	8	8	8	7	7
		一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
カン 【3.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	23	22	22	22	22
		一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
スチール製の容器 【47.7%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	11	10	10	10	10
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
アルミ製の容器 【52.3%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	12	12	12	12	12
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
古紙類及び紙パック 【61.9%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	468	462	457	452	447
		一日ごみ量 [t/日]	1.28	1.27	1.25	1.24	1.22
段ボール 【21.7%】		年間ごみ量 [t/年度]	102	100	99	98	97
		一日ごみ量 [t/日]	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27
飲料用紙製容器 【0.6%】		年間ごみ量 [t/年度]	3	3	3	3	3
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
不燃+粗大 【26.6%】		年間ごみ量 [t/年度]	201	200	197	195	192
		一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.55	0.54	0.53	0.53
ペットボトル 【100.0%】		年間ごみ量 [t/年度]	16	16	16	16	16
		一日ごみ量 [t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
容器包装プラスチック 【100.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	77	74	72	71	69
		一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19
容器包装紙 【100.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	26	25	24	24	23
		一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06

3. 容器包装廃棄物の特定分別基準適合物量等の見込み

平成 24 年度の施設の処理実績を基に割合を添付表 4 に示すとおりに設定した。



添付図3 容器包装廃棄物の排出量の将来推計

添付表4 分別排出率

ごみ	容器包装廃棄物	割合	備考
資源・不燃 粗大 直搬 不燃	カン	3.0%	H24 年度資源化 実績より設定
	スチール製の容器	【47.7%】	
	アルミ製の容器	【52.3%】	
	ビン	8.5%	
	無色のガラス製容器	【43.2%】	
	茶色のガラス製容器	【44.8%】	
	その他のガラス製容器	【12.0%】	
	紙	61.9%	
	飲料用紙容器	【0.6%】	
	段ボール製の容器	【21.7%】	
容器包装紙 (紙製の容器包装)		87.8%	
ペットボトル		90.3%	
容器包装プラ (紙製の容器包装)		84.2%	

注) 1. 【 】の数值は内数を示す。

2. 排出量を算出した時に端数処理のため若干の誤差が生じる。

添付表5 特定分別基準適合物等の見込みの推計結果 【邑南町】

		年度	26	27	28	29	30
収集可燃 【100.0%】	焼却1	年間ごみ量 [t/年度]	1,046	1,037	1,027	1,016	1,005
		一日ごみ量 [t/日]	2.87	2.84	2.81	2.78	2.75
直接搬入可燃 【100.0%】		年間ごみ量 [t/年度]	507	515	522	529	537
		一日ごみ量 [t/日]	4.74	4.67	4.63	4.56	4.50
資源・不燃+粗大+直搬不燃 (直接埋立除く)	-	年間ごみ量 [t/年度]	756	747	739	731	722
		一日ごみ量 [t/日]	2.07	2.04	2.03	2.00	1.98
ビン 【8.5%】	資源3	年間ごみ量 [t/年度]	64	63	63	62	61
		一日ごみ量 [t/日]	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17
無色のガラス製の容器 【43.2%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	28	27	27	27	26
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
茶色のガラス製の容器 【44.8%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	28	28	28	28	28
		一日ごみ量 [t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
その他のガラス製の容器 【12.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	8	8	8	7	7
		一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
カン 【3.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	23	22	22	22	22
		一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
スチール製の容器 【47.7%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	11	10	10	10	10
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
アルミ製の容器 【52.3%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	12	12	12	12	12
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
古紙類及び紙パック 【61.9%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	468	462	457	452	447
		一日ごみ量 [t/日]	1.28	1.27	1.25	1.24	1.22
段ボール 【21.7%】		年間ごみ量 [t/年度]	102	100	99	98	97
		一日ごみ量 [t/日]	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27
飲料用紙製容器 【0.6%】		年間ごみ量 [t/年度]	3	3	3	3	3
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
不燃+粗大 【26.6%】		年間ごみ量 [t/年度]	201	200	197	195	192
		一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.55	0.54	0.53	0.53
ペットボトル 【100.0%】		年間ごみ量 [t/年度]	16	16	16	16	16
		一日ごみ量 [t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
ペットボトル 【90.3%】	資源6	年間ごみ量 [t/年度]	14	14	14	14	14
		一日ごみ量 [t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
容器包装プラスチック 【100.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	77	74	72	71	69
		一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.20	0.20	0.19	0.19
容器包装プラスチック 【84.2%】	資源5	年間ごみ量 [t/年度]	65	62	61	60	58
		一日ごみ量 [t/日]	0.18	0.17	0.17	0.16	0.16
容器包装紙 【100.0%】	-	年間ごみ量 [t/年度]	26	25	24	24	23
		一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
容器包装紙 【87.8%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	23	22	21	21	20
		一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05